

令和7年11月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 錄

令和7年11月17日 開会

令和7年11月17日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年1月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○会議録 [1月17日(月)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 報告第2号（債権の放棄について） 報告第3号から報告第5号 (地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)	4
日程第5 議案第11号から議案第16号まで一括議題 (専決処分につき承認を求ることについて (令和6年度滋賀県後期高 齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)) 他5 件)	4
閉会	11

令和 7 年 1 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 7 年 1 月 17 日

開会 午後 2 時 30 分

閉会 午後 2 時 52 分

令和7年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和7年11月17日（月曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市ふれあいプラザ 4階 ホール）

会議に出席した議員（18名）

1番	佐藤 健司	2番	田島 一成
4番	小西 はげむ	5番	橋川 渉
6番	森中 高史	7番	竹村 健
8番	岩永 裕貴	9番	櫻本 直樹
10番	松浦 加代子	11番	今城 克啓
12番	小椋 正清	13番	角田 航也
14番	堀江 和博	15番	西田 秀治
16番	有村 国知	17番	西澤 博一
18番	寺本 純二	19番	久保 久良

会議に欠席した議員（1名）

3番 浅見 宣義

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小西 理	副広域連合長	伊藤 定勉
副広域連合長	吉田 和司	代表監査委員	若林 忠彦
事務局次長	川端 弥	総務企画課長	藤野 剛志
(兼会計管理者)		(兼会計課長)	
業務課長	田辺 公宏		

職務のため出席した者の職氏名

書記 池田奈美 書記覧 諒真

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第2号（債権の放棄について）
報告第3号から報告第5号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)
- 第5 議案第11号から議案第16号
(専決処分につき承認を求めるについて(令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))他5件)

会議に付した事件

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第2号（債権の放棄について）
報告第3号から報告第5号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分について)
- 第5 議案第11号から議案第16号
(専決処分につき承認を求めるについて(令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))他5件)

議事の経過

開会 午後 2 時 30 分

(開会 開議)

○議長（岩永裕貴君） ただいまから、令和7年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、18名、欠席議員は1名、欠席議員は、浅見議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております 議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（岩永裕貴君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第5条第2項の規定により、本職において指定いたします。

田島議員は第2番に、小西議員は第4番に、今城議員は第11番に、小椋議員は第12番に、西澤議員は第17番に指定いたします。

(日程第2)

○議長（岩永裕貴君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、13番角田航也議員、14番堀江和博議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（岩永裕貴君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩永裕貴君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしま

した。

(日程第4)

○議長（岩永裕貴君）　日程第4、広域連合長から報告第2号「債権の放棄について」、第3号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について（訴えの提起）」、第4号並びに第5号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分について（和解）」が議会に提出されました。

報告書については、議席に配付しておりますとおりですので、ご了承願います。

なお、机上配付いたしました資料のうち、報告第2号、第3号及び第4号並びに第5号については、本議会終了後、回収をいたしますので、あらかじめお知らせいたします。

(日程第5)

○議長（岩永裕貴君）　日程第5、議案第11号から議案第16号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（小西理君）　はい、議長。

○議長（岩永裕貴君）　はい、広域連合長。

○広域連合長（小西理君）　本日、議員の皆様方のご参集のもと、令和7年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

それでは、まず、当広域連合の「医療費の動向」について申し上げます。

令和4年以降、いわゆる団塊の世代の方々が順次、75歳に年齢到達されましたが、令和6年度中をもって被保険者数の増加はピークアウトし、直近の被保険者数の伸びは、対前年度同月比3.08%と一定の落ち着きを見せつつあります。また、令和6年度の医療給付費については、約1,836億円と、対前年度比4.50%増となりましたが、被保険者数の伸びを勘案すると、一人当たり医療給付費は、対前年度比0.08%増と、ほぼ横ばいの状態で安定的に推移していたと考えられます。

当広域連合といたしましては、「2025年問題」の後に控える「2040年問題」を見据え、医療費の動向に細心の注意を払いながら、引き続き、被保険者の皆様の安全で安心な暮らしの実現に向け、適切な医療の提供に取り組んでいく所存であります。

次に、昨年12月2日から始まりました、マイナンバーカードを使った「マイナ保険証」への移行についてですが、本年7月時点での滋賀県の後期高齢者のマイナ保険証の登録率は71.44%、利用率は32.76%と、ほぼ全国平均程度の率となっております。

後期高齢者医療制度の被保険者については、資格確認書の暫定運用の継続が決まり、令和8年8月の年次更新までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、職権で全被保険者に資格確認書を交付することとなりました。

マイナ保険証への移行をはじめ、子ども・子育て支援金の財源を医療保険の仕組みを通じて求める方式の導入や、高額療養費の自己負担限度額の見直しが検討されるなど、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は、今まさに大きな変革期を迎えようとしております。

このような中において、今後とも引き続き被保険者が安心して、必要な時に必要な医療を受けられるよう、財政の健全化をはじめとした制度の着実な運営に努めるとともに、国の動向等について情報収集を行い、安定した制度運営に資すべく尽力してまいりたいと考えておりますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明いたします。

議案第11号は、令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、3月31日付で行いました専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

議案第12号は、令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、5月7日付で行いました専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

議案第13号及び議案第14号は、当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の令和6年度決算について認定を求めようとするものでございます。

議案第13号の一般会計では、広域連合の運営経費や、国の保険者インセンティブ交付金を財源とする市町が実施する保健事業に対し財政支援を行うなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1億7,054万9,102円に対して、歳出額が1億5,446万6,249円となり、歳入歳出差引額、1,608万2,853円の剰余となっております。

次に、議案第14号の特別会計では、医療費などの保険給付費として約1,846億2,

088万円、健康診査や「保健事業と介護予防の一体的な実施事業」などの保健事業費として約7億2,359万円を支出するなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1,961億5,573万7,800円に対して、歳出額が1,922億1,150万9,223円となり、歳入歳出差引額、39億4,422万8,577円の剰余となっております。このうち、国等への返還金等を除いた約12億9,381万円を給付費等準備基金へ積立てることとしております。詳細については、後ほど、特別会計の補正予算案件でご説明いたします。

なお、令和6年度広域連合決算審査につきましては、去る8月28日に執り行われ、本日、若林代表監査委員から決算審査報告をいただきます。

広域連合といたしましては、決算審査の意見を踏まえ、引き続き適正な運営に努めてまいります。

次に、議案第15号及び議案第16号の、令和7年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第15号の一般会計補正予算は、令和6年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れる等の所要の予算措置を行うとともに、令和6年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還とあわせ、特別調整交付金の剰余分を特別会計に繰り出すなど、1,408万3,000円を増額し、歳入歳出予算額の総額を2億2,463万9,000円とするものです。

次に、議案第16号の特別会計補正予算については、令和6年度決算に基づく剰余金の繰り越しと、一般会計からの繰り入れを計上するとともに、国、県、市町等への返還金として26億8,824万1,000円の増額、また、給付費等準備基金への積立てとして12億9,381万円の増額、さらに、マイナ保険証への移行に伴う資格確認書の職権交付の暫定措置の延長に伴い、市町における郵送経費の補助として1,503万6,000円を、また、子ども・子育て支援金制度創設に係る電算システムの改修費用として206万8,000円をそれぞれ増額し、歳入歳出予算額の総額を2,040億4,638万5,000円とするものです。

以上、6件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩永裕貴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査の報告を受けます。

○代表監査委員（若林忠彦君）　　はい、議長。

○議長（岩永裕貴君）　　はい、代表監査委員。

○代表監査委員（若林忠彦君）　　代表監査委員の若林でございます。監査委員を代表いたしまして令和6年度の決算審査報告をさせていただきます。

去る8月28日に佐藤監査委員とともに関係職員から説明を聴取し、例月出納検査の結果も参考にしながら決算審査を実施いたしました。

その結果、令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書等関係する諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数等は正確であり予算の執行及び財産の取得管理については適正に処理されているものと認めました。

なお、審査の意見につきまして、詳しくはお手元の資料「滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書」の19ページをご参照いただければと思いますが、私から、そのうちの3点についてここで報告させていただきます。

まず1点目ですが、先程広域連合長のご挨拶でもお話がありましたが、資格確認書の暫定運用の継続についてでございます。

マイナンバーカードを使用した「マイナ保険証」について、後期高齢者の利用率が、他の年代と比較し相対的に低い状況にありましたことから、後期高齢者医療制度の被保険者については、国の方針により資格確認書の暫定運用の継続が決まり、令和8年8月の年次更新までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、職権で全被保険者に資格確認書を交付する方針となりました。

このことは、ITに不慣れな高齢者の方に配慮された措置である一方で、マイナ保険証本来の利点が十分に被保険者に浸透しないことが危惧され、マイナ保険証利用率向上の視点から鑑みますと逆行する方針とも捉えられます。

このため、広域連合事務局においては、県内市町など様々な関係機関と連携しながら、これまで以上に窓口等での被保険者へのマイナ保険証利用に向けたお声掛けや積極的な広報活動を今後とも継続してお願いしたいと考えます。

次に2点目ですが、歯科健康診査受診勧奨事業についてでございます。

オーラルフレイル対策等として、歯科健康診査の推進は、健康寿命の延伸に顕著な効果が見込まれますため、今後も積極的に受診勧奨を推進する必要があります。

歯科健康診査の受診勧奨をはじめ、高齢者の健康増進の取組みとして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業が滋賀県を含め、全国各地で推進されています。

この事業は、高齢者の健康推進に向けて保健事業と介護予防を一体的に実施するためには、地域の中で包括的に様々な機関が連携して健康増進に向けた取組みを進める事業であり、昨今では、行政だけでなく地域の医療機関などが主体的に地域の各種団体と繋がり、健康増進のための取組みを実施する事例も見受けられます。

広域連合事務局においても、保険者、行政機関のみで受診勧奨を推進するだけでなく、歯科医師会、民間団体とも連携してより効果的・効率的に事業を実施いただきたいと考えます。

最後に3点目ですが、広域連合の組織体制についてでございます。

広域連合事務局の組織は限られた人員で運営していますため、DXの推進等による事務の省力化・効率化が必要とされますが、業務委託に関して、昨今の物価上昇、人件費高騰等の影響を大きく受ける可能性があります。このため、費用対効果等を考慮いただき、価格の妥当性や必要性についても今まで以上に検討いただきたいと思います。

また、広域連合事務局職員の多くが、市町からの派遣職員等で構成される組織の特殊性に鑑み、人事異動による業務の停滞、事務誤り等が発生するリスクが危惧されます。このため、広域連合事務局において業務マニュアル等を整備するとともに内部統制によるリスク管理を行い、これらリスクを回避することを意識した質の高い業務を遂行できる人材育成や職場づくりに取り組まれることをお願い申し上げます。

以上、引き続き、被保険者のみなさまが安心して暮らせるよう、安定した医療保険制度の運営をお願いしまして、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩永裕貴君） ありがとうございました。これより質疑に入ります。

まず、議案第11号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第11号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第11号「専決処分につき承認を求めるについて（令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第12号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第12号「専決処分につき承認を求めるについて（令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第13号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第13号「令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第14号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第14号「令和6年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第15号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第15号「令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第16号に対する通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第16号「令和7年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

○議長（岩永裕貴君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩永裕貴君） 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和7年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

なお、本日机上配付しました資料のうち、報告第2号、第3号及び第4号並びに第5号については、回収をいたしますので、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

閉会 午後2時52分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和7年11月17日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 岩永裕貴

署名議員 角田航也

署名議員 堀江和博